グループホームさくらの丘
西の家・東の家

重　要　事　項　説　明　書

（令和７年４月１日改定）

社会福祉法人　髙陽会

当センターが提供するサービスについての相談窓口

電　話　　0736－77－0806
担当者　　堀川　佳孝・岡田　隆寛
ご不明な点は、お尋ねください。

1. ご利用施設

施設の名称	グループホームさくらの丘　（東の家・西の家）
施設の目的	要支援２若しくは要介護と認定された認知症の利用者に対して、介護保険法並びに関係法令の各条項に従って、認知症対応型共同生活介護施設として利用者個々の状況に応じた介護計画を作成し、介護職員による適切な生活介護サービスを提供することを目的とする。
当施設の運営方針	①利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立ってサービスを提供する。 ②生活の質の向上に努め、安全で快適な暮らしの環境を提供する。 ③介護保険法並びに関係法令を遵守する。
管理者氏名	岡田　隆寛（西の家）・堀川　佳孝（東の家）
施設の種類	（介護予防）認知症対応型共同生活介護 紀の川市　3091700090 号（平成 29 年９月１日指定）
開設年月日	平成 29 年９月１日
入所定員	２ユニット１８名（１ユニット９名）
施設の所在地	和歌山県紀の川市黒土 153 番地
電話番号	電話　0736-77-0806　　ＦＡＸ　0736-77-0805
サービスを提供する対象地域	和歌山県紀の川市内

2. 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

種　類	室数	設　　備
居室	１８	エアコン、テレビ端子、ベッド、寝具、カーテン、収納棚、チェスト、洗面台、ナースコール（一部）センサー（一部）
居間・食堂	２	エアコン、テレビ、テーブル、椅子
台所	２	システムキッチン、食器棚、冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、ポット、トースター
脱衣室	２	エアコン、洗面台、換気扇、手すり
浴室	２	一般浴槽（２）、入浴用チェア、ナースコール、手すり
トイレ	７	車椅子用（２）、一般用（５）、ナースコール、手すり
洗濯室	２	洗濯機、乾燥機
スタッフルーム	１	エアコン、机、椅子、OA 機器
防災設備		火災報知器、非常放送設備、消火器、スプリンクラー、排煙窓、避難誘導灯

☆居室の変更：ご利用者から居室の申し出があった場合、居室の空き状況等により、施設内で検討のうえ決定します。また、ご利用者の心身の状況等により、当施設から居室の変更を求める場合があります。

3. 職員の配置状況

その他の職員配置体制

職　　種	職務内容	人員数
管　　理　　者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤兼務 ２名
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常勤兼務 ２名
介　護　職　員	利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	14名以上 （常勤兼務２名 常勤12名 非常勤６名）

主な職員の勤務体制

職　　種	勤務体制
介護職員	日勤　8：30～17：30　　遅出　10：00～19：00 夜勤　16：00～ 翌９：00

※その他、時短勤務もあります。勤務体制は状況により変更になる場合があります。

4. サービス内容

（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成		1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食事		1　ご利用者様と職員が共に日々の献立を作成し、栄養及び心身の状態並びに嗜好に配慮した食事を提供します。 2　自立支援という観点から、他のご利用者様と一緒に食堂で食事をしていただくことを原則としています。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	1　食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2　嚥下困難者のためのきざみ食またはソフト食を提供します。
	入浴の提供及び介助	1　１週間に２回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。

	更衣整容等	１　昼間は普段着で、夜間は寝間着で、それぞれに過ごしていただくことを原則としています。 ２　一人で着替えができないご利用者については、適宜支援します。 ３　洗顔・整髪・口腔ケア・髭剃り・爪切りなど、身だしなみに配慮します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練		日常の生活を通じ、できることは職員と一緒に行っていただくことで、認知症の進行緩和と身体機能の維持・向上に努めます。
レクリエーション		趣味活動、季節の行事、地域のイベントを通じて、余暇時間の充実を図ります。
健康管理		主治医への定期的な受診と急な病気や負傷により検査や治療が必要になった場合、その他必要と認められた場合は、主治医又は当施設の協力医療機関において必要な処置が受けれるように支援します。
その他		１　良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 ２　常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 ３　常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

5. 利用料金

当施設の利用料金は最後に記載しています。

なお、利用料金は１ヶ月単位で計算し、翌月の 15 日までにご請求させていただきます。

お支払いの方法は以下からお選びください。

① 指定する下記金融機関口座からの自動引落

みずほ銀行　三井住友銀行　三菱東京ＵＦＪ銀行　りそな銀行　紀陽銀行 近畿大阪銀行　泉州銀行　南都銀行　百五銀行　関西アーバン銀行 第三銀行　ゆうちょ銀行　きのくに信用金庫　新宮信用金庫 和歌山県下各農業協同組合　近畿労働金庫

口座からの引落日：毎月２７日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

② 指定する口座への振込

振込金融機関	紀陽銀行　粉河支店　普通預金　475865
口座名義人	社会福祉法人　髙陽会 グループホーム　さくらの丘 理事長　髙木　洋

③ 施設で直接お支払い（平日でお願い致します）※①と②の場合は、入金確認後に領収書を交付させていただきます。③の場合は、その場で領収書を交付させていただきます。

グループホームさくらの丘
利用料金のご案内

令和７年４月１日現在

基本料金：Ａ（１日につき）

	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護保険利用者負担額	７４９円	７５３円	７８８円	８１２円	８２８円	８４５円

《加算》

（B）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円／日
（C）医療連携体制加算（Ⅰ）ハ （介護予防除く）	37円／日
（D）看取り介護加算（介護予防を除く）	７２円／日（死亡日以前31～45日）
	１４４円／日（死亡日以前４～３０日）
	６８０円／日（死亡日前日及び前々日）
	1,２８０円／日（死亡日）
（E）介護職員等処遇改善加算　加算（Ⅰ）	所定単位数の１８．６%
（F）初期加算	３０円／日（入居日から３０日間）
（G）科学的介護推進体制加算	40円／月
（H）退居時相談援助加算	４００円／回 退居後、居宅で居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において１回を限度として算定
（I）入院時費用加算	２４６円／日

※介護保険法で定められた料金の１割負担額を掲載しています。

基本別途料金：Ｊ

家賃	1,500円／日
食事代負担額	1,000円／日
水道光熱費	600円／日
寝具一式（敷き布団・掛布団・敷布・包布）	70円／日
合計（1カ月30日あたり）	95,100円／月

概算によるご利用料金（１カ月３０日あたり）

要介護度	利用料金（A+B+C+E+G）＋Ｊ		
負担割合	１割の場合	２割の場合	３割の場合
要支援２	122,580 円	150,060 円	177,540 円
要介護１	124,038 円	152,976 円	181,914 円
要介護２	125,284 円	155,468 円	185,652 円
要介護３	126,138 円	157,176 円	188,214 円
要介護４	126,707 円	158,314 円	189,921 円
要介護５	127,312 円	159,524 円	191,736 円

※途中入退居の場合の家賃・水道光熱費は日割り計算となります。（入院時は除く。）
※入院・外出・外泊等の場合の食事は、３食召し上がられなかった場合には徴収しません。
※１カ月の合計単位数の計算方法の関係により、多少の誤差が生じます。
※地域区分（紀の川市・その他）１単位＝１０円を算定した金額を掲載しています。
※口座引き落としに掛かる手数料として１４３円徴収します。

その他別途料金

理美容代	さくらの丘施設にて出張理美容がご利用可能です。 （カットのみ）	2,000 円/1 回
行事関係費用	特別な手芸・レクリエーション等の材料費	実費
紙オムツ	テープ止めタイプ・パンツタイプ・カバー・パット等	実費
日用消耗品費	歯ブラシ・歯磨き粉・義歯洗浄剤・ティッシュ等	実費

※行事関係費用は趣味活動や行事で特別に要した費用です。例えば、手芸や外出（外食）などが考えられます。ご利用者様全員で行うようなレクリエーションの費用は徴収いたしません。
※紙オムツは使い慣れたものを持ち込んでいただくこともできます。
※個人的に使用される日用消耗品を購入された場合は、その実費を徴収させていただきます。

☆外泊（入院）された場合の費用の計算方法（考え方）について
～例：２泊３日の場合～
・１日目（グループホームを出られた日）→全ての費用を負担していただきます。
・２日目→家賃、水道光熱費、寝具リース代のみ負担していただきます。
・３日目（グループホームへ戻られた日）→全ての費用を負担していただきます。

6. 施設利用上の留意事項

当施設のご利用については、ご利用者の本人及び他のご利用者の生活の安全・快適性を確保するため、以下の各事項を遵守下さい。

① 所持・持ち込み物品の制限

入居にあたり以下のものは原則として持ち込みを禁止させていただきます。

- ナイフ・剃刃等の刃物等、高温になる器具、マッチ・ライター等の火気可燃物、並びに他人に害を及ぼすと思われる物品
- 多額の所持金
- 犬・猫等のペット類

② ご家族等のご面会

面会は自由です。生活施設ですので午前８時３０分～午後５時３０分の間とさせていただきます。ご家族等がご利用者の居室内に宿泊することは出来ません。

③ 財物・食品等の持ち込み

食中毒の関係上、食品の持ち込みは必ず職員までお知らせ下さい。

財物の持ち込み、持出しは必ず職員までお知らせ下さい。

④ 外出及び外泊

外出及び外泊される場合は必ず職員までご連絡下さい。所定の用紙での届出が必要です。

⑤ 食事

食事がご不要な場合は、前日までにお申し出て下さい。

⑥ 施設･設備使用上の注意

- 居室及び共用施設はその本来の用途に従って御使用下さい。
- 故意に施設・設備を壊したり、汚損された場合は、ご利用者または代理人の負担により現状に回復していただくか、相応の対価を徴収させていただきます。また、事業者の許可なく居室に鍵を設置したり造作を変更することはできません。
- 当施設の職員及び他のご利用者に対して、政治活動、宗教活動並びに営利活動を行うことはできません。
- 原則として施設内における飲酒・喫煙は禁止させていただきます。
- その他社会通念上職員及び他のご利用者に対して、迷惑となる行為及び公序良俗に反する行為は禁止いたします。

7. 施設を退居していただく場合（契約期間の終了について）

1 入居にあたっての利用基準を満たさなくなった場合
2 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立または要支援と判断された場合
3 事業者がやむをえない事由により介護サービスを提供できなくなった場合
4 ご利用者から退居の申し出があった場合（※① 詳細は以下をご覧下さい）
5 事業者から退居の申し出を行った場合（※② 詳細は以下をご覧下さい）

※①ご利用者からの退居の申し出があった場合、契約の有効期間であっても退居を申し出ることが出来ます。その場合には、退居を希望する日の３０日前までに解約届出書を提出して下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約し、施設を退居することができます。

1 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
2 ご利用者が入院又は他施設に入居された場合
3 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めた指定地域密着サービ

スを実施しない場合
4　事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
5　事業者もしくはサービス従業者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を契約しがたい重大な事情が認められる場合
6　ご利用者が他のご利用者の身体・財物・信用等を傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

※②事業者からの申し出により退居していただく場合
以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただきます。

1　ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれをつげず、または虚偽の申告を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
2　ご利用者による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 15 日以内に支払われない場合
3　ご利用者又は保証人（家族等）が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他のご利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為（職員へのハラスメント行為を含む）をおこなうなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
4　ご利用者が長期にわたり入院すると見込まれた場合もしくは入院した場合
すなわち本契約第６条（利用基準）を満たさないと判断された場合
5　ご利用者が退院する見込みとなっても、事業所の訪問調査等により事業所において、常時医療が必要な状態と判断された場合、もしくは認知症対応型共同生活介護施設の趣旨に合致しない場合

☆円滑な退居のための援助
ご利用者が当施設を退居する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。
1　適切な医療機関または介護福祉施設等の紹介
2　居宅介護支援事業所の紹介
3　その他福祉サービスまたは保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

8. 事故発生時及び緊急時の対応方法

1　当施設がご利用者に対して行うサービス等の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、当施設が行ったサービス等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。事故については、事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
2　ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほかご家族の方（緊急連絡先）に速やかに連絡いたします。病状等の状況によっては、施設の判断により搬送を要請することはあります。

9. 苦情の受付について

要望や苦情は以下の窓口で受け付けております。受け付けた要望や苦情は、事実確認の上、必要があれば第三者委員に連絡いたします。緊急を要する返答が必要なときは早急に管理者に連絡し、当日中に対処いたします。なお、要望や苦情は市町村や公的団体の窓口においても受け付けております。要望や苦情の内容によっては、各関係機関との協力により、適切な対応方法をご利用者様の立場で検討し、処理いたします。

社会福祉法人髙陽会 グループホームさくらの丘	和歌山県紀の川市黒土 153 番地 苦情相談受付窓口 電話：0736－77－0806
市町村の窓口 紀の川市役所	和歌山県紀の川市西大井 338 番地 高齢介護課 電話：0736－77－2511 （毎月曜～金曜（祝日除）8：45～17：30）
公的団体の窓口 和歌山県国民健康保険団体連合会	和歌山市吹上２丁目１番２２号-５０１ （日赤会館内） 介護サービス苦情相談窓口 電話：073－427－4662
公的団体の窓口 和歌山県社会福祉協議会	和歌山市手平２丁目１番２号 和歌山県福祉サービス運営適正化委員会 電話：073－435－5527

10. 身体的拘束等の禁止

1　事業者は、介護サービスの提供に当たって、ご利用者様又は他のご利用者様の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

2　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、ご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

3　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果等について従業者に周知します。

② 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

11.　高齢者虐待防止

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1　当事業所は虐待防止のための指針を整備します。

2　当事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止の委員会及び啓発するための研修を定期的に実施します。

3　当事業所は虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	（東の家）　堀川　佳孝　・　（西の家）　岡田　隆寛

４　サービス提供中に当事業所又は養護者（現に養護している家族・親族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告します。

12.　衛生管理について

１　ご利用者が使用する施設・食器、その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

２　当事業所において食中毒及び感染症の予防・まん延防止のために必要な措置を講じると共に、必要に応じて保健所の助言・指導を求め、密接な連携に努めます。

３　当事業所は感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

４　当事業所は感染症の予防及びまん延防止のために、委員会の設置及び従業者に対する研修・訓練を定期的に実施します。

１３.　個人情報の取り扱い（利用目的）

事業者は、業務上知り得たご利用者様及びご家族様に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、サービス提供上必要と認められる場合は、十分に配慮した上で、必要最小限の範囲で情報を利用又は提供します。

（１）ご利用者様への介護の提供に必要な利用目的

【当施設の内部での利用】

①当施設がご利用者様に提供する介護サービス

②介護保険事務

③ご利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち

・入居や退居の管理

・会計経理

・事故等の報告

・介護サービスの質の向上

【外部への情報提供】

①当施設がご利用者様に提供する介護サービスのうち

・他の介護サービス事業者、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携

・サービス担当者会議への参加や照会への回答

・その他の業務委託

・ご家族様等への説明（心身の状態等）

②介護保険事務のうち

・保険事務の委託

・審査支払機関へのレセプト提出

・審査支払機関又は保険者からの照会への回答

・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の利用目的】

①サービス従事者の管理運営業務のうち

・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

・当施設内で行われる学生等の実習及びボランティアへの協力

（2）ご利用者様への医療の提供に必要な利用目的

【当施設の内部での利用】

①当施設がご利用者様に提供する医療サービス

②医療保険事務

【外部への情報提供】

①当施設がご利用者様に提供する医療サービスのうち

・他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携

・他の医療機関等からの照会への回答

・ご利用者様の診療等にあたり、外部の医師等の意見や助言を求める場合

・検体検査業務及び健康診断の外部委託

・ご家族様等への説明（病状等）

②医療保険事務のうち

・保険事務の委託

④ 医師賠償責任保険等に係る専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

14. 髙陽会倫理委員会について

社会福祉法人髙陽会では当法人のサービスを利用されている人、もしくは利用された方を対象とする研究を行い、過去から現在において積み重ねたデータや検証した結果を内外の研究発表や外部講師の資料作成等に使用することで福祉の発展、サービスの向上に活用しています。そのうちの一つである髙陽会研究発表会においては法人職員のみならず、法人以外の発表参加者を受け入れており、その場合も法人職員と同等の取扱いをしています。

いずれにおいても文部科学省、厚生労働省および経済産業省が告示する「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に則って、利用者のプライバシーや人権が守られるように細心の注意を払い、それらが適切に行われるように、倫理に関する審議を執り行う委員会を設置しております。

以下の点については倫理委員会にて審議される内容のうち、共通事項となりますので、ご理解ください。

（1）研究への参加とその撤回について

研究への参加はご利用者の意思で決めください。参加に同意されない場合でも、一切不利益を受けません。また、いつでも研究への参加をやめることは可能です。

（2）研究への参加を中止する場合について

利用者の意思により研究へ参加されても、意思に反して中止せざるをえない場合もらご説明します。

（3）研究等に関する情報の提供について

研究計画や関係する資料をお知りになりたい場合は、他の対象の方の個人情報や研究全体に支障となる事項以外はお知らせすることは可能です。

（4）個人情報の取扱いについて

氏名・生年月日などの個人を直接特定できる情報は、すべて第三者には特定できないようにしたうえで、個人情報を保護させていただきます。個人が特定される形ではなく、個人に不利益や危険性が及ぶことはありません。研究成果は研究発表や外部発表、外部講師の資料等での利用を予定していますが、その際も個人を直接特定できる情報は利用しません。

（5）費用負担、研究資金などについて

費用負担はありません。また謝礼金などのお支払いもありません。

15. サービス提供の記録

①指定認知症対応型共同生活介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から５年間保存します。

②入居者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16. 非常災害対策

防災時の対応・・・消防計画に添って対応

防災設備・・・・・スプリンクラー・火災報知機・防火戸・消火器

防災訓練・・・・・避難・消火訓練(年２回)

防災責任者・・・・防火管理者

17. 業務継続計画の策定等について

① 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

④ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 第三者評価の実施状況

実施の有無	あり
実施した直近の年月日	令和　７年　１　月　17　日
実施した評価機関の名称	一般社団法人和歌山県社会福祉士会
評価結果の開示状況	あり

19. 協力医療機関

当施設の協力医療機関は以下のとおりです。通院が必要な場合、原則として当施設が送迎を行いますが、ご家族様に付き添いをお願いすることがあります（病状や治療に対する説明と同意が必要なため)。なお、協力医療機関以外の医療機関への通院を希望される場合は、

送迎や付き添いはご家族様でお願いします（但し、緊急やむを得ない場合や当施設による対応が望ましいと判断される場合は除きます）。

名称	住所	主な診療科目
公立那賀病院	紀の川市打田	総合病院
富田病院	岩出市紀泉台	内科　胃腸科　循環器科 呼吸器科　放射線科
殿田胃腸肛門病院	岩出市宮	胃腸科　内科　外科
髙木内科	紀の川市粉河	内科　呼吸器科　心療内科
矢野病院	紀の川市桃山町	内科　外科
長雄整形外科医院	紀の川市下井阪	整形外科
泉谷眼科	紀の川市上野	眼科
泉谷皮膚科	岩出市根来	皮膚科
たね耳鼻咽喉科	紀の川市貴志川町	耳鼻咽喉科
岡本歯科医院	紀の川市粉河	歯科
神野歯科医院	紀の川市粉河	歯科
栗山クリニック	橋本市高野口町	外科

20. 地域との連携について

1　運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

2　指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね２月に１回以上運営推進会議を開催します。

3　運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

21. 当法人の概要

名称　法人種別　　社会福祉法人　髙陽会
代表者役職　氏名　　理事長　　髙木　洋
本部所在地　　和歌山県紀の川市黒土 153
電話番号　　０７３６－７３－５８８１
法人ホームページ　　http://www.koyokai.or.jp/

※事業所で実施する事業の内容についてはこちらのホームページで公開しています。

運営する事業

【特別養護老人ホーム髙陽園】（介護老人福祉施設）

- 髙陽園ショートステイ（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）
- 髙陽園診療所
- 生活管理短期宿泊事業

【老人保健施設さくらの丘】（介護老人保健施設）

- 介護老人保健施設さくらの丘（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）
- 介護老人保健施設さくらの丘（通所リハビリ・介護予防通所リハビリ）
- さくらの丘訪問リハビリテーション（訪問リハビリ・介護予防訪問リハビリ）
- 外出支援（移送サービス）
- グループホームさくらの丘
  （認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）

【総合福祉センター風の里】

- グループホーム風の里（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）
- 風の里デイサービスセンター
  （通所介護・第１号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)）
- 生活支援ハウス十人の家（高齢者生活支援ハウス）
- 風の里ホームヘルプサービス（訪問介護・第１号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)・居宅介護・重度訪問介護）
- 高陽会居宅介護支援事業所（居宅介護支援）
- 訪問看護ステーション騏驎（訪問看護・介護予防訪問看護）
- 小規模多機能型居宅介護　風の家

【総合福祉センター風倶楽部】

- 風倶楽部デイサービスセンター
  （通所介護・第１号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)）
- 風倶楽部ケアプランセンター（居宅介護支援）
- グループホーム風倶楽部
  （認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）

【グループホーム凪の里】（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）

【福祉センターのぞみ野】

- 認知症対応型通所介護のぞみ野
- グループホームのぞみ野
  （認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）

【幼保連携型認定こども園　城東こども園】

【幼保連携型認定こども園　浜風こども園】

この重要事項説明書の説明年月日	令和　　年　　月　　日

上記の内容について「紀の川市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」［平成２５年紀の川市条例第１号］の規定にもとづき、利用者に説明を行いました。

事業者所在地	和歌山県紀の川市黒土 153 番地
事業者法人名	社会福祉法人　髙陽会
法人代表者名	髙木　洋　　印
事業所名称	グループホームさくらの丘（紀の川市指定　3091700090 号）
説明担当者氏名	印

私は、担当者より重要事項説明書による説明を受け、同意しました。

利用者住所	
利用者氏名	印
利用者家族代表者・代理人住所	
利用者家族代表者・代理人氏名	印 （続柄：　　）

重要事項の変更（更新）の説明を受け、同意しました。

説明日	説明内容	利用者氏名	利用者代理人氏名	説明者
		印	印	印
		印	印	印
		印	印	印
		印	印	印
		印	印	印
		印	印	印
		印	印	印
		印	印	印
		印	印	印